

岡山県外からI J Uターン就職する若手社員の 奨学金返還支援を行う中小企業に助成します



©岡山県「ももっち」

I J Uターン就職する若者の奨学金返還を支援する中小企業を応援しています。
ぜひ、この制度をご活用ください。

制度の内容

岡山県外からI J Uターン就職する従業員への奨学金返還支援制度を設けている中小企業に対して、その負担額の一部を補助します。

補助対象 企業

以下のいずれも満たす中小企業

- ①県内に主たる事業所がある、又は県内に勤務先を限定して採用していること
※中小企業とは中小企業基本法に定める中小企業者等(詳しくは実施要領をご確認ください。)
- ②従業員への奨学金返還支援制度を設けていること

※奨学金返還支援制度を設けるとは

- ①就業規則や社内規程等に従業員への奨学金返還支援制度を定めていただく必要があります。
- ②従業員に対する手当等やその支給方法(毎月払い、ボーナス時一括払い等)は、企業において自由に設定してください。
- ③就業規則や社内規程の例については、専用ホームページや岡山県ホー

支援対象者 (従業員)

補助対象企業に勤務し、以下の全てを満たす者

- ①補助対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者
- ②採用直前(6か月以内)まで県外に在住又は通勤、通学していた者(ただし、県外に在住していた者であっても、県内の企業や大学等に通勤、通学していた者は除く)
- ③正社員である者
- ④日本学生支援機構の奨学金を返還予定又は返還中の者
- ⑤県内の事業所等に勤務している者
- ⑥35歳未満の者(年度末時点)

補助対象 期間

支援対象者1人につき、採用後最長5年(60か月)間

1人当たり 年間補助額

支援対象者の奨学金年間返還額の範囲内で補助対象企業が手当等として支給した額を補助対象額とし、その2分の1の額又は9万円のいずれか低い額



©岡山県「うらっち」

お問い合わせ窓口・補助金申請先

岡山県中小企業団体中央会(〒700-0817 岡山市北区弓之町4番19-202号)

TEL: 086-224-2245 FAX: 086-232-4145

※岡山県補助事業として、岡山県中小企業団体中央会が事業を実施します。

専用ホームページ <http://www.kirari-okayama.jp/uturn.php>